

議案第 39 号

山陽小野田市商業起業家支援センター条例を廃止する条例の制定について  
て  
山陽小野田市商業起業家支援センター条例を廃止する条例を次のように定める。

平成 27 年 2 月 20 日提出

山陽小野田市長 白 井 博 文

山陽小野田市商業起業家支援センター条例を廃止する条例  
山陽小野田市商業起業家支援センター条例（平成 17 年山陽小野田市条例第  
151 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。